

気候 Network 通信

1998

9/11

第2号

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四上ル 高倉ビル305

Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012

E-mail. kikonet@jca.ax.apc.org

URL. http://www.jca.ax.apc.org/kikonet/

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル302

Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463

E-mail. kikitoko@jca.ax.apc.org

<郵便振替口座>

00940-6-79694 (加入者名: 気候ネットワーク)

<銀行振込口座>

東京三菱銀行京都支店

普通口座 1370852 (気候ネットワーク)

CONTENTS

特集:地球温暖化対策推進法案

1. 実効性のある・着実な取り組みを
2. 2つの研究会が始動
市民共同発電所訪問ルポ
3. 地域での取り組み・環境アセスと温暖化
- 4~6. 紙上再現:連続公開セミナー
7. 南の声・アジアの声をCOP4に
温暖化防止推進法案の概要
8. 各種イベント情報

わたしたちはめざしています

- ①「抜け穴」をふさぎ、京都議定書の早期発効を!
- ②日本政府はまず6%削減できる国内対策を!
- ③政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を!
- ④地球規模の公正のため、南北のNGOの連帯を!
- ⑤みんなで協力して温暖化防止を!

地球温暖化対策推進法案 衆議院で修正可決、参議院へ 実効性のある着実な対策推進の 母体となる法に!

9月4日、衆議院環境委員会で継続審議になっていた地球温暖化対策推進法案が一部修正の上可決され、参議院に送られた(7頁に詳細)。衆議院段階で自民党が修正に応じる姿勢を示したのは、先の参議院選挙で野党が大幅躍進したことへの反映である。気候ネットワークは8月27日、この法案についての緊急意見交換会をもち、同日環境庁岡田企画調整局長に、主管行政としても前向きな修正協議に尽力するよう要請した。さらに、9月1日、衆参の関係委員会の議員に対して、法案の持つ多くの問題を指摘して、国民参加のもとに将来的に展望のある法を今臨時国会で成立させることを要請した。

これまでは法案提出前の省庁間の調整段階ですべてが終わり、そこでは環境保全の視点よりも通産省の産業育成の視点がより反映されてしまう。こうして出来上がった法案を議会で修正する気運が生まれていることを、さらに加速させるのはNGOの役割だ。

環境庁は今年4月末にようやく閣議決定に持込んだこの法案について、京都議定書で約束した90年の排出水準から6%削減を実現するものではなく、その土台となるもので、いわば2段ロケットの1段目だと説明してきた。しかし、温暖化対策の本体ロケットの設計方針が定まっていなかった法案では、どこへ飛んでいくのかわからない。

今回修正されたのは、目的規定に京都会議の経過と国民参加の重要性を書き込み、その上で、国と都道府県だけでなく、すべての市町村に率先実行計画の策定、公表を義務付けた。答弁と付帯決議をあわせて、設計思想の一端が見えてきたが、数値目標が明記されず、CO₂では排出の8割を占める産業界の削減計画の策定、公表が努力義務にとどまっておき、炭素税など根本的な対策の発想を欠いている。

このように、本体ロケットの出力不足は否めないが、市民が参加して対策をとっていくための布石は打たれつつある。各議員の質問や真鍋環境庁長官などの答弁で、気候ネットワークなどNGOの役割が強調された。実効性のある温暖化対策を推進する上で重要なセクターとして、市民NGOの存在が国会に強く印象づけられることになったのは、京都会議の最大の成果といえよう。私たちの活動を通して、削減に不熱心な企業や公表に消極的な企業は業績も向上しないことを示していくことが期待に答える道だ。足元から節エネ、リサイクル製品の活用、例えば教育現場での自然エネルギーの導入などを取入れさせよう。実効性のある着実な前進の場とするために、地球温暖化防止活動推進センターを各セクターのパートナーシップ型運営の見本とすることも課題だ。足場を強固にするために、参議院での積み上げを働きかけよう。



環境庁企画調整局長との意見交換

気候ネットワークは、あなたのご意見・情報を求めています。皆さんの参加で気候ネットワークを育ててください。

入会の連絡やお問い合わせは気候ネットワーク事務局まで。

6月から始動～2つの研究会～

●自然エネルギー普及研究会

再生可能エネルギー・省エネルギー策の普及について、市民の自立的参加と自治体のエネルギー政策の確立を目的に活動しています。具体的には、太陽光や風力や小規模水力による発電やバイオマスなど、再生可能で省エネ型のエネルギー施設の市民の個人所有・共同所有に関する市町村の取り組みの調査と、文献・ホームページを用いたデンマークやドイツなどの環境先進国のエネルギー普及制度の研究を行っています。

CO₂の大幅な排出削減が可能であるという長期的シナリオを示すことを前提に、市民参加による市民のエネルギー自立に向けての変革策を解明し、市民、市民団体、企業、自治体協働の「エネルギーデモクラシー」推進策を提案します。

●グリーンオフィス研究会

組織の環境マネジメントシステム・環境配慮型ビジネス、また市民の環境配慮型ライフスタイルを解明し、組織や個人の協働によるCO₂の排出削減を行う社会的なしくみの政策を提案します。

日本の民間業務部門のエネルギー消費量の伸び率は、1986年から96年で1.45と最も高いもののひとつであり、また第三次産業の省エネやごみの削減は第二次産業に比べて効果が上がっていません。ですから、主に自治体・学校・生協や

民間事業所や企業などを対象に、地球温暖化防止というグローバルな視点を前提にした省エネ、ごみ削減、グリーン購入、物流削減、構成員の環境教育など、具体的な対策をもちこんだ21世紀型組織の環境マネジメントシステムを実践的に研究します。

市民に対しては、環境家計簿運動を通じて、消費者、エネルギーの需要者側の立場に立った市民のライフスタイルを解明し、環境配慮型のライフスタイルを提案します。

●2つの研究会のこれから

今日の環境NGOには市民の立場に立脚しつつも、専門的な知見に基づいた政策提言活動を行うことが望まれています。2つの研究会とも、2000年3月を目処に、本格的な政策提案をまとめるべく活動をします。初期の取りまとめは、12月6日のNGO交流会です。多様なメンバーと連携して分科会のコーディネートと研究成果の発表を行います。また、全国で開催される関連会議・シンポジウムなどの行事にメンバーを極力派遣し、交流の輪を広げていきます。やがてこれらの人材が全国の環境NGOに巣立っていくことを強く望みます。

自然エネルギー普及研究会 毎月第1、第3金曜日 午後7時～9時
グリーンオフィス研究会 毎月第2、第4水曜日 午後7時～9時

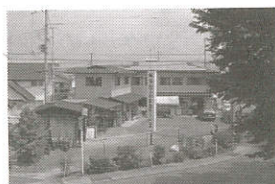
(ただし月によって若干の変更がある場合があります。詳細は事務局まで)

場所は気候ネットワーク事務所(京都)です。

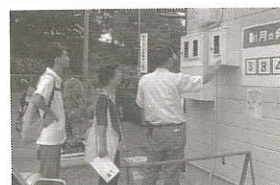
遠方の方でもメーリングリストを通じた参加が可能です

自然エネルギー普及研究会

市民共同発電所 訪問記



発電所全景



発電メーターを覗く溝口さんとメンバー

雲から太陽の光がもれ始めると、インバーターのデジタル・メーターが敏感に反応する。太陽の恵みを実感する瞬間だ。

滋賀県甲賀郡石部町。琵琶湖の南東に位置する小さな町に市民が共同出資して太陽光発電パネルを設置した「市民共同発電所」がある。発電所とはいえ、その見かけは普通の住宅の屋根の上に薄い太陽電池のパネルがのっているだけである。屋根を提供した「株主」は共同サービス」の社長の溝口弘さんは太陽光発電の魅力で「8月分かけて納得し、それから関係者に説明してまわりました。でもやり始めると天気が気になったり、発電が実感できたり、のめり込んでしまします」と話す。ビルメンテナンスや植栽管理を行っている「なんてん共同サービス」では障害を持つ人も働いている。「太陽光発電には福祉にかける情熱に通じるものがあります」と溝口さんは熱く語った。

発電所の発案者は団体職員・中川修治さん。「これまでの火力発電は化石燃料を燃やして大量のCO₂を出し、原子力は事故や廃棄物の危険性がある。自然に大きな負荷をかける巨大な発電所でできた電気は『汚い電気』であり、環境によくクリーンな電気を自分たちでつくろうと『市民の、市民による、市民のための、共同発電所』作りを始めた」とのことだ。このような個人の思いが周囲に拡がって1997年1月に「いしべに市民共同発電所をつくる会」が発足し、現在に至っている。

装置は京セラ製の4.3kWシステムだ。ボランティアの協力もあって工事費込みで370万円で設置することができたとのこと。実は通産省の補助金がこの共同発電所には出されなかった。しかしながら補助金が出ないから設置をやめるのではなく、逆に自分たちで作っていくんだという気持ちを確認してみんなで資金集めに奔走した。まさに市民発電所の設置である。具体的には一口20万円を出資者(出資会員)を募った。結果は県外の人も含め約30人が分担した。発電した電気はすべて「なんてん」に売却される。1997年6月より開始した発電による出資者一人当たりの分配は今のところ年間でおおよそ6000円であり、まだ経済的に割に合っていない。しかし、太陽光発電装置を自宅所有できない人も太陽光発電をすることができ、社会にきれいな電気を供給する側になれる、銀行に預けて巨大発電所などに投資されるより有効にお金を使える、などの利点がある。余った電気は逆流して関西電力に1kWhあたり45円で売電され、夜間などの発電できないときは同額で関西電力から普通に買う。売電の売上げは年間12万6千円だ。

家庭菜園で作った野菜を無駄に捨てたりしないのと同じように、

自宅の屋根の上で「採れた電気」は大切に使う気持ちが生まれる。

溝口さんは冷蔵庫を買い換えた際に機器自身の稼働効率が節電に大きく

影響することを実感したという。「エネルギー自治」これこそが

市民が生活の中で地球温暖化を防止し、「本当の豊かさ」を得る方法

ではないだろうか。残暑厳しい近江の地で、セミの声を聞きながら

(平井一樹/自然エネルギー普及研究会)

出資者の分配

電気の売上げ-事務経費 = 一口あたりの分配
出資会員の数

地球における温暖化防止の取り組み

一福井県今立町の場合一

1. 1000年未来の町づくり構想

福井県の今立町は目立たずも着実に地に着いた市民参加による活動に取り組んでいる町である。「いまだに結い村基本構想——自然と環境を大切に、人といのちを生かす千年の町づくり」にその取り組みが凝縮されている。こうしたプランの類はせいぜい長くても10年計画であるのが常だが、1000年の町づくりプランだ。今立町の地に何故自分たちが居るのかを宇宙創造からときほぐし、現在を「人類史上最大の価値転換への挑戦」とし、さらに「生命を生み育む大地への感謝と祈り」としての結い村づくりを提案している。その結い村づくりは、まず人づくりの面で1)誰もが自由に参加でき、2)時代の最先端をキャッチし、3)実践する力量を高めていくことという大きく3つのステップによるとしている。そして実践のためのものづくりは、1)ヒューマンスケールの小さな規模で、2)調達しやすく価値は高くなく、3)環境に負担の少ないクリーンなもので、4)いつでもどこでもいつまでもあるもの、を理念としている。これらの具体的提案として「自然な環境で生活するための住まい」と「分散型エネルギー」がある。

2. 1000年未来構想を担う人々

このレポートを作成したのは「今立町結い村基本構想研究会」(略称:結い村研究会)である。コンサルタント会社ではない。工務店、魚屋、染め物職人、林業、自治体職員、建築士、教職員、元生協関係者など、今立町在住の約20人がアフターファイブで2年越しにまとめた。

ここに書かれたプランがすでに現実の形として実現したものも多い。エコ・ヴィレッジ「ハツ杉千年の森」がその1つだ。木工体験室や太陽光発電システムや炭焼き工房が備えられ、コンポストのプラントやケナフの栽培と利用などが実践されている。さらに特筆すべきは、下水道事業を行わず、微生物利用の合併浄化槽による水浄化を進めていることだ。発生源処理と分散型の町づくりが生かされているが、県からの圧力は強いものがあるという。

3. 再生可能なエネルギーを求めて

今立町は敦賀原発から風下約30km圏内である。したがって基本構想の作成の出発点には原発問題が大きく関わっている。町ぐるみでエネルギー問題での対案づくりに特に力が込められているからだ。今でこそ小規模、分散のキーワードは少し一般的になってきたが、研究会が発足した1992年やプランが完成した1994年という時期を考えれば、その活動の先駆性を

認識できる。そして何よりも単なる構想に終わらず着実に1歩1歩1000年未来に向かって歩んでいることである。

今立町は越前平野の東南端にあり森林資源に恵まれている。森に包まれる町とあの巨大な原発が並ぶと、いかに原発が町に不似合いかがよくわかる。森や土には自然のエネルギーが豊富に宿っている。また今立町は奈良の正倉院に残る「今立産紙」を産出したように、今でも日本有数の羽二重生産地であり日本最大の手漉き和紙の産地である。1500年の間、連綿として絹や和紙の生産技術を伝えてきた工の民の末裔たちの知恵が身の丈にあったエネルギーを生み、それを循環させてゆくだろうことは1000年の構想を奇をてらわずに実践しているのを見るにつけ確信できる。

(都筑建/ワーカーズコープ・エコテック)



ハツ杉自然公園
にある休養施設・
森林学習センター



森林学習センター
の屋根に設置され
ている太陽電池

石炭火力発電所の環境アセスメント

～求められる地球温暖化の視点～

神戸市の神戸製鋼の石炭火力発電所(注1)に関する環境影響評価(環境アセスメント)について、神戸市アセス審査会はこのほどゴーサインを出した。

公共事業などの環境影響を事前に評価する「環境アセスメント制度」(注2)は昨年法制化され、それに従って運用のための技術指針が強化され、新たに地球温暖化などについても評価が行われることになった。愛知万博や、愛知県知多市の出光精油所の石油火発などでは既に試行されている。

石炭火発は天然ガス火発に比較して同じ発電量でも約2倍のCO₂を排出する

ため、同市のアセス審査会判断を示すかが注目された。しかし、温暖化に関する石炭火発の環境影響評価について判断を回避した。即ち、温室効果ガス排出は(当発電所の電力を買い取る)関西電力エリアの電力使用量の増加量によって比例配分されると、神戸市の電力需要が増えなければ神戸市の温室効果ガス排出量は増加しないことになった。自然エネルギーや天然ガス火発の可能性は示されていない。「神戸市の電力需要が増えなければ」との前提をたてながらも神戸市の今後の電力需要の予測も示されていない。

こうした解釈が許されるならば、地球温暖化に関するアセスは実質的に機能しないことになる。当発電所のアセスは今後に大きな課題を残した。

注1:当施設は神戸製鋼のIPP(売電事業)の発電所。現行の電力制度(電気事業法)ではIPPは直接電力を販売できないので九電力会社(神戸市の場合は関西電力)に販売する。

注2:国自体が実施、あるいは国が許認可などで関与する事業の環境影響を事前に評価する制度。産業界や事業官庁の反対により、15年前にいったん環境庁は法制化を断念し、閣議決定された要綱に基づく行政指導により長年実施されてきたが、昨年OECD諸国で最後に法制化された。今年6月には運用のための技術指針も策定され、試行されている。ただし、発電所だけは通産省所管の「電気事業法」により規定されている。

九電力、IPPを問わず、火力発電所は15万kW以上が環境アセスの対象となる。これ以下の発電所は環境アセスを免除され、既に愛知県の幾つかのIPPは15万kWぎりぎりの発電容量の設備とし、環境アセスを「回避」している。

なお、事業の環境アセスの他に国家計画や政策自体の環境影響を評価する「戦略アセスメント」の制度もあり、アメリカ連邦政府などで30年近い実績がある。

連続公開セミナー

第2回：森林・幻の吸収源のその後 小倉 正(熱帯林行動ネットワーク)

●「抜け穴」つぶしは何のため？

私たちが目指す地球温暖化対策を進める上では、化石燃料起源のCO₂排出量を削減すること、それが可能になるように社会を変革する道を探ることが重要であり、京都議定書の数値のパーセント解釈をするのは本来、枝葉の議論にすぎないはず。しかし本来の削減対策の必要性を訴え続けるためには、まずは京都議定書の抜け穴を一つづつつぶしていかなければなりません。

特に対策の大きな抜け穴となりそうなのが、森林吸収源と代替フロン類などの新規3種ガスの二つの分野です。ここでは森林吸収源について特に解説します。

●吸収の意味

木が何も食べないのに成長できるのはなぜでしょう。それは光合成によって、水と大気中のCO₂から、樹木の大部分を構成するセルロースやリグニンを自分で作れるからです。木の幹のセルロースなどの重量の約半分が、固定化されたCO₂なのです。また、根の部分、枝葉が落ちて堆積したものや、切り株や分解途中の有機物なども、別途土壤中に蓄えられている炭素分であると考えられます。

●その場しのぎで使われた森林吸収源

京都議定書3条3項では、新たな植林によるCO₂の吸収分を勘定する「二重限定ネット方式」がとられることになりました。計算方法を図1に示してありますが、このやり方ですと、日本の森林は1990年の温室効果ガス排出量の0.3%を吸収する、という結果になります。そこで日本政府は京都会議では否定された「グロスネット方式」を復活させ、図2のように森林吸収分を3.7%までカウントできるようにしようとしています。

ところが環境庁のワーキンググループ資料「温室効果ガスの吸収源問題について」にもあるように、「グロスネット方式」で勘定すると、アメリカやカナダ、ロシアなど他の多くの先進国では、吸収量が排出量の数十%ないし数百%もの大きさとなり、それだけで京都議定書の目標数値を達成できることになってしまいます。

つまり日本政府がこの方式を復活するよう主張し続けることは、京都議定書の目標数値を役立たずにしようとするものであり、COP3の議長国として、また自国の地名のつく議定書を作った国として恥ずかしいかぎりです。京都会議以前の日本政府は、

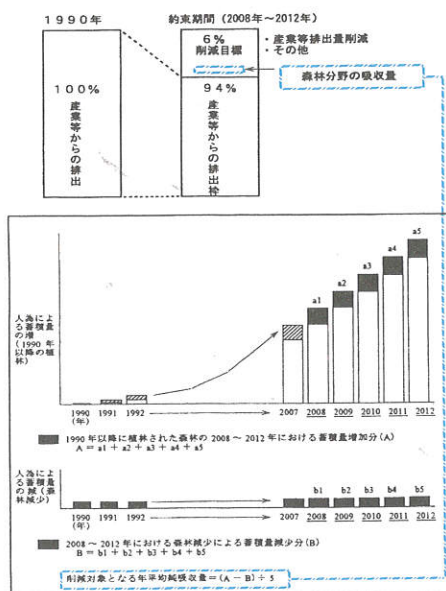


図1 温室効果ガス削減数値並びに森林吸収量の扱い

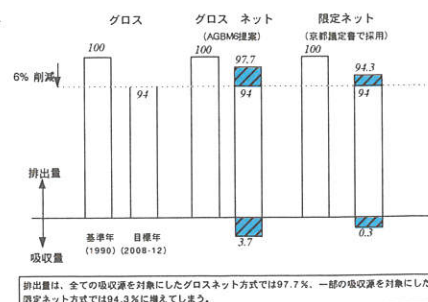


図2 吸収源導入で日本の排出量はこうなる

森林吸収源は科学的な確実性が低いとして議定書に組み入れることに反対し、他国のNGOからも評価・支持されていただけに、残念なことです。

しかしそれ以前に、3.7%という数字を出した過去のIPCCの算定方式には、伐採後の木材が林産物として扱われることが算入されていないという問題点があります。そこで現在、大気フロー法、炭素蓄積法、プロダクション法という3種の算定方式が提案・検討され、政治的な激しい議論となっています。これらの方式で、特に違ってくるのが、貿易される木材の取り扱いです。

熱帯林行動ネットワーク(JATAN)では、6月のボン会合の際、「木材貿易：日本にとってのもう一つの抜け穴か？」を配布し、日本の木材輸入をきちんと評価すれば、他国での日本向けの森林伐採が6%以上の排出側で勘定されるので、3.7%分の吸収源はそもそも成り立たないはず、という批判をしました。

実際、林野庁の交渉担当者自身、大気フロー法で算定した場合には、1990年における日本のLUCF(土地利用変化と林業部門)はCO₂の排出側となっているため、日本は京都議定書3条7項の適用を受けるべき国となることをこっそり認めています。また森林総研の研究者もこの算定方式のもとでは3条7項の適用が必要となると明記しています(「環境と公害」誌98年7月号・天野正博氏『COP3における森林を用いた温暖化対策』)。

3条7項では、LUCFの中で「林業」以外についての土地利用の変化だけが、ネット・ネット方式で算定することが認められています。したがって政府が、経済益を重んじ、吸収源を最大限に利用する立場を最優先するのであれば、3条7項の

● 3条7項とは
一般に基準年(1990年)の排出量の計算では、「土地利用変化及び林業からの人為的排出量」と「吸収源からの吸収量」は考慮しない。
しかし1990年の「土地利用変化及び林業」が温室効果ガスの純発生源となる国については、「土地利用変化からの人為的排出量」から「吸収源による吸収量」を差し引いた量を基準年の排出量に加算することを認めている。

対象活動に「林業」を含むよう交渉することに努力を集中すべきです。しかし実際は「当面の取り組み」の権威を崩さないことの方を優先して、何の裏付けもない0.3%や3.7%という数字に政府は固執しているのです。

●もう一つの抜け穴—海外植林の算入

排出権取引や共同実施などの国際制度により海外から得る排出量は90年の1.8%分と政府は考えています。その中では海外での植林による対策は安いコストで実施が可能とされ、かなりの森林吸収量が見込まれているはずですが、主にはこれまで製紙業界が行ってきた海外植林が、その対象になるか、については疑問があります。それは、紙パルプが日本へ輸出されているので、貿易について状況が変わると、植林の取り扱いも変わるだろうし、またマレーシア、インドネシアなどで、先進国向けの油ヤシプランテーションの拡大のため森林に対して行われている火入れ等が、森林減少につながっているからです。

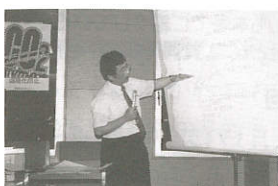
さらに現地社会に与える社会的悪影響も無視はできません。炭素吸収植林として、日本のニーズを満たすために途上国の広い土地を囲いこむことは、そのままでは南北問題を拡大再生産するものであることを忘れてはならないのです。



森林源の問題点を説明する小倉さん

(連続公開セミナー第2回)

1998.7.21 ウイングス京都にて



排出権取引について説明する松岡さん

(連続公開セミナー第3回)

1998.8.3 ウイングス京都にて

第3回:温暖化問題と対策の科学最前線

松岡議(京都大学教授)

●温暖化問題と対策の科学最前線

昨年12月の京都会議では、6種類の温室効果ガスを先進国全体で2008年から2012年の間に5.2%削減することが合意されたとはいえ、削減目標や吸収源の取り扱いについて多くの課題を残しました。ここではこの「5.2%の削減」が気候や経済に対してどのような影響を及ぼすのか、また気候安定化のためには排出量をどの程度に押さえればいいのかについて、2010年以降の温室効果ガス削減スケジュールや排出量シナリオも含めて解説をします。

●5.2%削減により気温・海面上昇はどれだけ抑制されるか

IPCCは将来の人口・経済成長・エネルギー供給などについて、1992年に6つのシナリオを策定しました。その中で中程度の排出シナリオであるIS92aでは今後100年間で温室効果ガスは毎年平均0.7%のスピードで排出量が増加していきます。このシナリオに基づいて、削減を行わない時と行った時、つまり2010年に先進国人為起源排出量を5.2%削減し、以降の削減強化は行わない場合との気温と海面上昇を算定してみると表1のようになります。この表から5.2%の温室効果ガス排出削減は2100年の時点で気温上昇を0.26℃(約13%)、海面上昇を5cm(約10%)抑制することがわかりますが、実はこれはあまり大きい量ではありません。

表1 先進国5.2%削減の効果

年	IS92a	5.2%削減
気温上昇(℃)		
2000	0.15	0.15
2010	0.3	0.3
2050	0.97	0.84
2100	2.08	1.82
海面上昇(cm)		
2000	2.6	2.6
2010	5.8	5.8
2050	21.7	19.7
2100	48.1	43.3

●5.2%削減の経済影響

一方、5.2%の削減は経済にはどのような影響を与えるのかについて、京都議定書で定められた排出権取引や共同実施、クリーン開発メカニズムなどの国際協力制度や、森林吸収を考慮に入れて考えてみます。ただし京都議定書の内容に基づいて吸収可能量の1/6を吸収源として計算をしてみます。

自国内だけで議定書に定められた排出量削減を行うとき、日本では93億ドル、西欧では132億ドル、米では218億ドルの直接費用がかかるということがわかります。この時の各地域のGDP損失、いわゆる成り行きシナリオと比較したときのGDP低下率はそれぞれ0.26%、0.25%、0.34%です。また先進国間で排出権取引を行った場合は、日本では67億ドル、西欧では76億ドル、米では110億ドル、この費用が節約でき、GDP損失も0.08%、0.10%、0.17%となります。いずれにせよ経済影響は軽微です。世界全域で排出権売買を行うならば経済への影響はさらに小さくなりますが、この場合先進国は削減量のほとんどを排出権購入でまかなうことになり、この方法を補完的なものにした当初の趣旨にそぐわないものとなってしまいます。したがってこれらの制度についても今後十分な検討が必要です。

●気候安定化からみた排出量削減の目標

では気候を安定化させるには「いつまで」「どの程度」排出量を削減したらいいのかを考えてみます。

仮に京都議定書での削減スピードを10年間に5.2%削減するとし、以後もその削減スピードは持続すると仮定します。さらに途上国の参加が2030年、また大気のコールド効果があるものの大気汚染や酸性雨対策が急がれるSO₂の排出量が1990年レベルで留まるとしたとき、温室効果ガスの濃度上昇は2150年頃まで、気温上昇は2200年、海面の上昇は2500年頃まで続き、温暖化の勢いを止めるのは困難です。

それでは、こうした変化や変化のスピードをどの程度に押さえることを目標としたら良いのでしょうか。UNFCCCの

中では「生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができる」程度に押さえればよいとしていますが、これがどの程度の気温や海水面の上昇値となるのかは定かではありません。気候変動の研究により、平均気温が2～5℃、海水面が15～100cm上昇したときの影響は解ってきましたが、気候システムのsurprises(予期しない突然の変化)や、気候変化の許容できる絶対値と変化速度についてはほとんど解っていません。surprisesに関しては、CO₂濃度上昇に伴う熱塩大循環の減衰または停止の可能性や、南極の氷河・氷床の不安定化についてなどが報告されていますが、これらについても不明な点が多く残ります。

このように現時点で気候安定化の目標を環境影響から評価して求めようというのは非常に難しいことです。過去の生態系の気候変化に対する応答や、植生が気候変化に追従できる速度などの知見をもとに、気温及び海水面の推移とそれらの変化速度について図3・図4に白く示すような範囲を許容範囲、グレーで示す部分を境界ゾーン、青で示す範囲を危険ゾーンと考えます。この図には4種類のケースについて、気温や海水面の変化がどのようなことになるかを示してありますが、

ここからも京都議定書で定められた削減スケジュールでは不十分であることが読みとれます。当面の気温変化速度を境界ゾーンの間中値である一年当たり0.015℃に抑えることを目標とすると、そのために図5のような排出削減スケジュールを組み立てなければならないことになります。

●世界の発展シナリオと地球温暖化／

人類は地球温暖化問題を克服できるか

種々の研究をまとめてみると、将来のシナリオとして、来世紀末までに世界総生産量で3～30倍の、CO₂排出量で0.15～9倍の変化が推定されています。言い換えれば、まだまだ広い選択肢が残されていると言えます。ですからその中で地球温暖化を克服する世界発展シナリオを探索していかなければなりません。しかしこれらの人口、経済成長についての多くの設定条件の下で地球温暖化は、92年のIPCCの見通しより大きくなると推測されています。

これから判断すると、京都議定書の削減目標は穏やかすぎました。京都会議で削減に取り組もうという意志の取りまとめができたことは高く評価するべきでしょうが、これを気候安定化につなげるには今後長期間にわたり、途上国も巻き込んだ削減努力をする必要があります。

<速報>

第4回:ポスト京都会議の地球温暖化対策

佐和 隆光(京都大学教授)

8月28日に行われた第4回連続公開セミナーでは、佐和隆光京都大学教授に「ポスト京都会議の地球温暖化対策」というテーマで講演していただきました。京都議定書の内容、国内対策の動向、社会・経済への影響などを分かりやすく説明された後、「日本は1人当たりのGDPも大学進学率も高いが、きちんとした環境保護対策、温暖化防止対策が行われていないのは、本当の意味で豊かで教育水準が高いとはいえない。本当に「豊か」で「知的」な国にすることが何よりも必要で、新しい21世紀型文明を構想すべきである」と締めくくられた。詳しい内容は次号でお伝えします。



一連のセミナーの資料送付希望の方は事務局までご連絡ください。

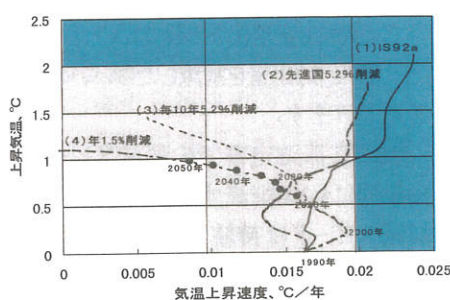


図3 気温上昇と上昇速度の軌跡

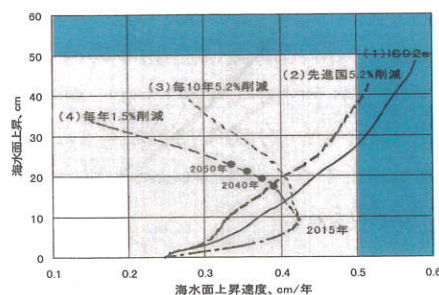


図4 海面上昇と上昇速度の軌跡

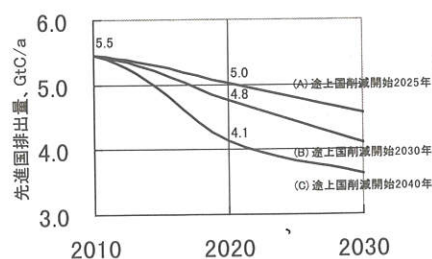


図5 先進国排出量の上限

連続公開セミナー今後の予定

●第5回

9月17日(木)午後6時～9時

(ハートピア京都)

途上国から見た排出権取引とクリーン開発メカニズムのあり方

講演者: Agus P. Sari (インドネシア)

小野寺 勇利(地球の友ジャパン)

●第6回

10月23日(金)午後6時～9時

(ウイングス京都 セミナー室B)

原子力発電と自然エネルギー

講演者: 中川修治(市民共同発電所プロジェクト事務局)

: アイリーン・スミス(グリーンアクション)

●第7回

11月17日(火)午後6時～9時

(ウイングス京都 予定)

企業の国際環境規格への対応と温暖化防止

講演者: 平井 孝治(立命館大学経営学部教授)

昨年気候フォーラムは、COP3・NGOフォーラムへ南のNGO代表35名を招待し、途上国から見た温暖化問題について多くのことを学び、交流の場をもつことができました。これには多くの方々からの支援があって初めて実施可能になりました。

気候ネットワークは今年も南の国の代表者をエコアジア、COP4へ参加していただく予定です。エコアジアでは、アジアの環境大臣が集いCOP4の成功に向けた地球温暖化問題に関する対話が行われます。COP4では、京都議定書の発効に向けて、排出量取引やクリーン開発メカニズム、南の国の排出抑制への参加問題などが話し合われます。これらの国際会議に南の国の声を届けることは昨年にも増して重要になってきています。このような視点から、今年も参加支援を行う予定ですので、皆さまに募金の協力をお願いすることになりました。どうかご協力よろしくお願いします。

募金口座 郵便振替 00940-6-79694 (加入者名:気候ネットワーク)
東京三菱銀行京都支店 普通預金 1370852 (気候ネットワーク)

＜エコアジア招待者＞

・Agus P. Sari (アグス・サリ):インドネシア

今年6月の準備会合では、NGOからの助言者としてインドネシア政府代表団に加わる。カリフォルニア大学バークレー校資源エネルギーグループ所属。

・Athena Ronquillo (アシーナ・ロンキリオ):フィリピン

グリーンピースインターナショナル

・Naule Baleilevuka (ナウル・バレイレブカ):フィジー

フィジー社会活動協議会

シンポジウム

京都会議は実を結んだか?

～COP4直前の地球温暖化問題～

日時: 10月19日 午後3:00～8:30 (予定)

場所: 東京ボランティア・市民活動推進センター (JR飯田橋駅ビル)

主催: 気候ネットワーク

テーマ

- ・改めて温暖化を考える
- ・京都議定書の批准はなぜ進まないのか?
- ・国際制度の論点
- ・これから何をしていくか

COP3を目前にひかえ、「温暖化問題、京都議定書はどうなっているか、COP4では何が話し合われ、NGOはどのような取り組みをすべきか」を討議する予定です。みなさんのご参加をお待ちしています。お問い合わせは気候ネットワーク東京事務所まで。

衆議院で修正可決された「地球温暖化対策推進法案」の概要

第一条 目的

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候変動に関する国際連合枠組条約及び同第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方自治体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第二条 定義

2 地球温暖化対策とは、温室効果ガスの排出の抑制、森林・緑地の保全・整備、国際協力の施策をいう。

3 温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFCとPFCの政令で定めるもの、六ふく硫黄

第三條 第六條 国、地方公共団体、事業者、国民の責務

第七條 基本方針および政府の事務及び事業に関する事項計画等

基本方針の策定にあつては、4項で、内閣総理大臣はあらかじめ関係行政機関の長と協議しなければならないことあるが、国民各層から意見聴取と国会答弁、基本計画、公表、実施状況の公表。

第八條 地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等 都道府県だけでなく、市町村すべてに、その事業等に関して実行計画の策定、公表、実施状況の公表を義務づけた修正。

第九條 事業者の事業活動に関する計画策定、実施状況、温室効果ガスの公表等は努力義務にとどまる。

第一〇條 地球温暖化防止活動推進員

第一一條 地球温暖化防止活動推進センター(できる)

第二一條 地球温暖化防止活動推進センター(できる)

第二二條 同全国センター(設置)

ともに、財団法人や社団法人を指定することになっているが、その運営には市民NGOが参加できるものとする(答弁。実効性を確保するため、指定する法人に留意する必要がある。)

啓発・広報活動を行う(単なる行政の下請とならないよう)。全国センターはより調査研究及び情報センターの役割を想定。

第一三條 政府は毎年排出総量を公表

第一四條 環境庁長官は関係行政機関の長に協議を求めることができる。都道府県知事に必要な資料

の提出、説明を求めることができる。

付則第二條 施行後五年以内に施行状況について検討。

(右線部分が修正箇所)

市民が進める温暖化防止への道～行政・企業とパートナーシップで

期日：12月5日、6日

場所：京都市北文化会館

(京都市北区小山上総49-2)

主催：気候ネットワーク

地球温暖化防止京都ネットワーク

COP3・1周年

京都議定書が採択されたにもかかわらず、国際交渉も行き詰まり傾向、国内の温暖化防止対策も遅々として進んでいない現状で、今求められているのは、市民の立場からの温室効果ガスの排出削減、温暖化防止への取り組み。多くの事例をもとに、市民が行政と企業とのパートナーシップの中に、率先して進めていく方策を討議し、今後の進むべき方向を議論します。

NGO活動交流会、展示企画への参加を募集中です。

シンポジウム

5日…午後1:30～午後5:20

テーマ：京都会議からの出発 市民が進める温暖化防止への道

セッション1：京都会議から1年・何が変わったか？

京都議定書を受けて 政府・事業所・市民・議会の対応 COP4で何が話し合われたのか

京都からブエノスアイレスへ 市民のバトンリレー スライド「進む温暖化」など

セッション2：京都議定書を活かそう(取り組み事例から)

●手作り懇親会 5日 午後6:00～8:00

NGO活動交流会 分科会

6日…午前10:00～午後4:00

●国際自然エネルギーバイオ会議 ●グリーンオフィス戦略 ●環境家計簿 ●COP4の成果と課題 ●フリーセッション

展示・交流企画

5日…午前11:00～／6日…午後4:30

各団体・グループの活動発表など自由なテーマで各地の取り組みを発表

コンサート

6日…午後

気候変動／地球温暖化への音楽を通じたメッセージとフリーアビール

Volunteer Activities from Kyoto

Episode 2 COP3一周年企画をめぐって

ボランティアから…

「くらしの中の環境問題」と題したフリーアビールコンテストに応募ください。「地球へのお手紙」も募集。「地球」のことをできるだけ身近に考えてもらおう企画です。

今のところ1週間に1回のペースでミーティングをしています。

興味のある方はぜひチームに参加してください。ともにCOP3一周年の企画を盛り上げていきましょう。

気候ネットワークではボランティアを募集しています。

事務局から…

●リーフレット完成

気候ネットワークの紹介リーフレット(A4版)が完成。入会案内も入っておりますのでご活用ください。

●地球温暖化防止ニュースレター「Hot Talk Now! 温暖化」発行中

政府・国会・NGO・科学技術関連・国際動向などの最新の動きを短くまとめたニュースレターです。概ね週に1度の頻度での発行です。会員の方にはE-mailもしくはFAXにて無料送付しています。

●資料集「政府の温暖化対策の半年とNGO」頒布中

京都会議から半年間の温暖化対策に関する資料とNGOの意見等をまとめた資料集です。残り部数に限りがありますので、お早めにご連絡ください。(頒価：会員3000円・一般3500円)

●UNFCCC英文資料集「ベルリンマンデートから京都議定書へ」完成

京都議定書交渉のプロセスをベルリンマンデートから京都議定書案などの国連発表資料をまとめた英文資料集を作成しました。ご入用の方は気候ネットワーク事務局まで。(頒価：会員3000円・一般3500円)

●ありがとうございました。

財団法人 地球・人間環境フォーラムから『グローバルネット』のバックナンバーを提供していただきました。

ゼロコーポレーションに会議室を貸与していただきました。

ご支援に厚くお礼申し上げます。

<イベント情報>

エコフェスタかんさい

日時：9月26日～27日

場所：万博公園お祭り広場

主催：エコフェスタ関西実行委員会

共催：気候ネットワーク

レインボーパレード

日時：11月7日～8日

場所：代々木公園B地区

主催：レインボーパレード実行委員会

共催：気候ネットワーク

●ほんの紹介 ～次の本をいただきました～

『グリーンコンシューマーガイド九州・山口版』

(西日本リサイクル運動市民の会)

詳しい取材がなされています。調査の内容や評価は日々の生活に新しい視点を生むでしょう。

問合せ先：TEL092-752-7760 (同会事務局)

『温暖化を防ぐ快適生活』

(地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA))

温暖化を防ぐという難題に対し、身近な生活の中でちょっとした工夫で快適に対処できることが具体的に説明された内容となっています。

問合せ先：TEL06-941-3745 (CASA)

気候ネットワーク通信「気候Network」2号

1998年9月11日発行

代表：浅岡 美恵

副代表：須田 春海

事務局長：田浦 健朗

604-8124 京都市中京区高倉通四上ル高倉ビル305

Tel. 075-254-1011 FAX.075-254-1012

E-mail. kikonet@ca.ax.apc.org

URL. http://www.jca.ax.apc.org/kikonet/

<東京事務所>

102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル302

Tel. 03-3263-9210 FAX.03-3263-9463

E-mail. kikotko@ca.ax.apc.org

郵便振替口座：00940-6-79694 (加入者名：気候ネットワーク) 銀行振込口座：東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852 (気候ネットワーク)